介護職員初任者研修カリキュラム

	項目	時間数	科 目
1	職務の理解	6 時間	(1) 多様なサービスの理解
			(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解
2	介護における尊厳 の保持・自立支援	9 時間	(1) 人権と尊厳を支える介護
			(2) 自立に向けた介護
3	介護の基本	6時間	(1) 介護職の役割、専門性と多種職との連携
			(2)介護職の職業倫理
			(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント
			(4) 介護職の安全
4	介護・福祉サービ スの理解と医療と の連携	9 時間	(1) 介護保険制度
			(2)医療との連携とリハビリテーション
			(3) 障がい福祉制度およびその他の制度
5	介護におけるコミ ュニケーション技 術	6 時間	(1) 介護におけるコミュニケーション
			(2) 介護におけるチームのコミュニケーション
6	老化の理解	6 時間	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常
			(2) 高齢者と健康
	認知症の理解	6 時間・	(1) 認知症を取り巻く状況
7			(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理
			(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活
			(4) 家族への支援
8	障がいの理解	3 時間	(1) 障がいの基礎的理解
			(2) 障がいの医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識
			(3) 家族の心理、かかわり支援の理解

	項	目	時間数		科 目	
9	こころとからだの しくみと生活支援 技術	75時間	基本知識の学習 (10~13時間程度)	(1)介護の基本的な考え方		
				(2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解		
				(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解		
			生活支援技術の 講義・演習 (50~55時間程度)	(4) 生活と家事		
				(5) 快適な居住環境整備と介護		
				(6) 整容に関連したこころとからだのしくみと 自立に向けた介護		
				(7)移動・移乗に関連したこころとからだのし くみと自立に向けた介護		
				(8) 食事に関連したこころとからだのしくみと 自立に向けた介護		
				(9)入浴、清潔保持に関連したこころとからだ のしくみと自立に向けた介護		
				(10) 排泄に関連したこころとからだのしくみと 自立に向けた介護		
				(11) 睡眠に関したこころとからだのしくみと自 立に向けた介護		
				(12) 死にゆく人に関したこころとからだのしく みと終末期介護		
			生活支援技術演習 (10~12時間程度)	(13) 介護過程の基礎的理解		
				(14) 総合生活支援技術演習		
10	振り返り	4時間	(1)振り返り			
10			(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修			
11	人権学習		1.5時間	高齢者問題をはじめとする人権問題		

- 注1 講義と演習を一体的に実施すること。
 - 2 別紙2「介護職員初任者研修における到達目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。
 - 3 研修の科目ごとの時間数については、配分に偏りがないようにすること。
 - 4 「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」については、「ア 基本知識の学習」、「イ 生活 支援技術の講義・演習」、「ウ 生活支援技術演習」の順に行うこととし、介護に必要な基礎的知識 及び生活支援技術の習得状況に関する確認を含む。
 - 5 「1 職務の理解」及び「10 振り返り」については、施設の見学を活用するほか、効果的な研修を行うために必要であると考えられる場合には、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」において実習を活用することも可能であること。
 - (1) 実習は、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の「イ 生活支援技術の講義・演習」で、最大12時間行うことができる。

- (2) 実習は、介護実習(8時間)、ホームヘルプサービス同行訪問(4時間)及び在宅サービス提供現場見学(6時間)の中で、次の組み合わせのいずれかで行うことができる。
 - ア 介護実習 8時間
 - イ ホームヘルプ同行訪問 4時間
 - ウ ホームヘルプ同行訪問 (4時間×2) 8時間
 - エ ホームヘルプ同行訪問 (4時間×3) 12時間
 - オ 在宅サービス提供現場見学 6時間
 - カ 在宅サービス提供現場見学(6時間×2) 12時間
 - キ 介護実習(8時間)・ホームヘルプサービス同行訪問(4時間) 12時間
 - ク ホームヘルプ同行訪問(4時間)・在宅サービス提供現場見学(6時間) 10時間
- (3) 実習は、1日8時間まで行うことができる。
- (4) 実習を追加カリキュラムとして行う場合は、(1)及び(2)に定める時間数を超えて実施することができる。
- (5) 実習の開始までに「実習オリエンテーション」を1時間以上実施し、実習の意義、目的等について指導すること。
- (6) 実習修了後、実習受け入れ施設等から実習修了証明書(様式第3号)の提出を受けるとともに、受講者に各実習科目について実習日誌(様式第4号)を提出させることにより、実習が適切かつ効果的に行われたことを確認すること。
- 6 全科目の修了後に筆記試験による修了評価(1時間以上)を実施すること。